多摩市障害福祉課



セルフプランの作成について

平成 24 年 4 月の障害者総合支援法(旧 障害者自立支援法)・児童福祉法の改正により、居宅介護などの障害福祉サービスを利用するときは「サービス等利用計画」・「障害児支援利用計画」(以下「サービス等利用計画」)を作成することになりました。

「利用計画」には大きく二つあり、<u>指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(以下「相談支援事業者」)</u>が作成するものと、利用者自らが作成する「セルフプラン」があります。

セルフプランとは

- ・サービス等利用計画と同じく、障害福祉サービスを利用する障がい者の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるものです。
- ・計画には、本人の希望する生活を実現するために必要となるサービスが記載されます。
- ・利用者本人・家族・支援者が作成します。

セルフプランの対象者

- ・セルフプランの作成を希望する方(市役所で計画相談対象者に対し、意向確認をします)
- ・利用者本人(家族・支援者を含む)でサービスの利用調整が出来る方

セルフプランの様式

- ・セルフプラン専用の多摩市様式があります。
- 様式は多摩市ホームページからダウンロード可能です (http://www.city.tama.lg.jp/kenkou/26/020312.html)
- ・必要な内容を満たしていれば、独自の様式でもかまいません。詳しくはお問い合わせ下さい。

セルフプラン作成時の相談

・多摩市障害福祉課相談支援担当(担当ワーカー)にご相談下さい。

モニタリングについて

- ・サービスの内容や量を見直したい場合は、その都度、新しいプランの提出が必要となります。担当ワーカーに必ずお問い合わせください。
- ・サービスが更新になる場合も、新しいプランが必要となります。サービス更新申請後、市から送られてくる「利用計画案提出依頼書」に記入された期限までにご提出下さい。

セルフプランの取り扱い

- ・セルフプランは、今後、障害福祉サービスを利用していく上で、利用に際し必要なものとなります。 受給者証とともに、大切に保管してください。
- ・利用者本人・家族・支援者・サービス事業者・その他関係機関とセルフプランの内容を共有して ください(セルフプランの写しをサービス提供事業者に提出する等)。

セルフプランの提出期限について

- 「利用計画案提出依頼書」に記載されている期限までにご提出下さい。
- ・サービスの内容変更(サービスの追加・量の変更等)に伴うプランの提出時には「利用計画案提出依頼書」は交付されません。担当ワーカーに提出スケジュールを相談して下さい。

<セルフプラン作成の流れ>

①新規サービス利用の場合

